

民法（総・物） 第2回 P16～P27 P36～P39 

制限行為能力者制度 II P16～P23

《成年被後見人》（事理弁識能力を欠く者 + 家裁の審判） P16～P17

1. 原則と例外

- 〔原則：成年被後見人が**単独で行った行為は（自ら）取り消すことができる**〕
〔例外：以下の行為は成年被後見人でも有効に行為できる〕

- | | | |
|--|---|-------------|
| ①日用品の購入・日常生活に関する行為(9条但書)
②身分行為
③取り消しうる行為の取消し | } | 取り消すことができない |
|--|---|-------------|

2. 成年被後見人の権利

- 〔①代理権有り〕
〔②取消権有り〕
〔③追認権有り〕

※未成年者の法定代理人は、同意権・代理権・取消権・追認権の4つの行使可能であるが、
成年被後見人の法定代理人は、代理権・取消権・追認権の3つは有するが同意権はない。

3. 成年被後見人のまとめ

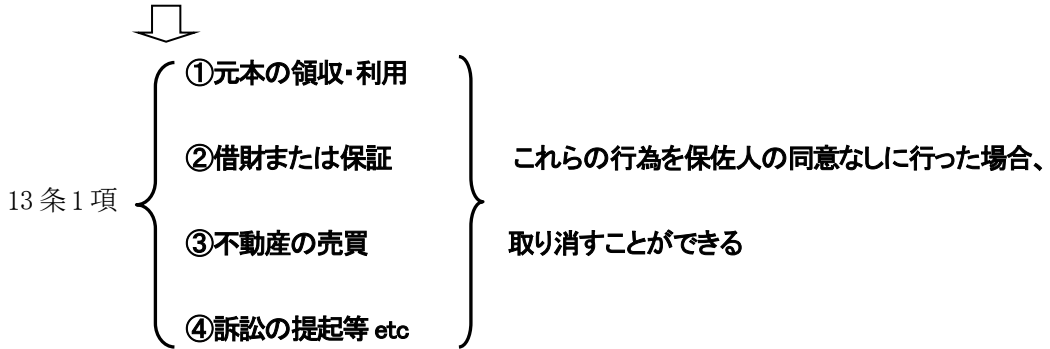
- | | | |
|-----------------------|---|----------------------------------|
| 原則（単独不可） | { | 取消し
追認
取消しも追認もない → 相手方の催告権 |
| 例外（単独可）…9条但書、身分行為、取消し | | |

《被保佐人》（事理弁識能力が著しく不十分な者 + 家裁の審判） P18～P19

1. 原則と例外

原則：判断能力を程度有するので単独で有効に行為できる

例外：13条1項列挙の行為は、被保佐人は保佐人の同意なしに行うことはできない



2. 保佐人の権利

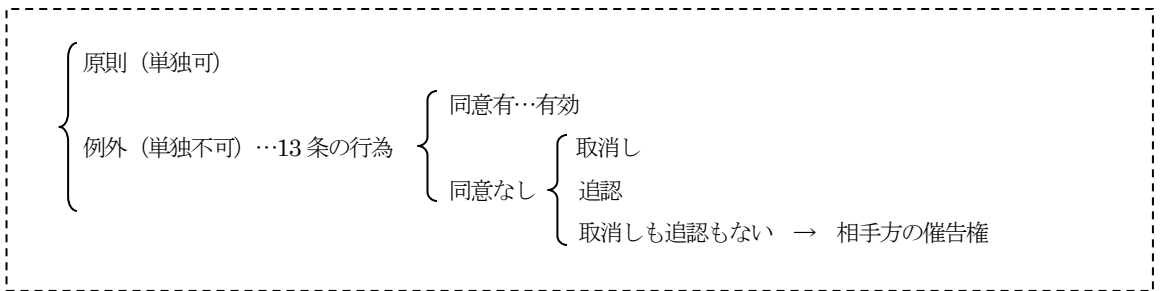
①同意権有り

②取消権有り

③追認権有り

※代理権は家庭裁判所から付与されたときのみ認められる。

3. 被保佐人のまとめ



《被補助人》（事理弁識能力が不十分な者 + 家裁の審判） P20～P21

1. 原則と例外

原則：判断能力がほとんどあるので単独で自由に行為できる

例外：家庭裁判所で同意が必要とされた行為（13条の行為の中から）は補助人の同意が必要

2. 補助人の権利

①同意権	}	家裁によって付与された行為について
③取消権	}	同意が必要な行為について同意なく行った場合

《制限行為能力者の相手方の保護》 P22～P23

1. 問題の所在

制限行為能力者と取引した相手方は、取消されるかもしれないという不安定な地位におかれるため相手方を保護するものとして次の2つがある。

- ①相手方の催告権
- ②詐術を用いた場合の取消権の消滅

2. 相手方の催告権

制限行為能力者側が取消も追認もしない場合、1ヶ月以上の期間を定めて取消するか否かを聞くことができる。

↓ 催告後、確答（返事）がなかったら（以下の表を参照）

確答がなかった場合の処理

	制限行為能力者である間		行為能力者となった後	
	誰に催告するのか	確答ない場合	誰に催告するのか	確答ない場合
未成年者	法定代理人(保護者)	追認とみなす	本人(元未成年者)	追認とみなす
成年被後見人	成年被後見人(保護者)	追認とみなす	本人(元成年被後見人)	追認とみなす
被保佐人	被保佐人(本人)	取消とみなす	本人(元被保佐人)	追認とみなす
	保佐人(保護者)	追認とみなす		
被補助人	被補助人(本人)	取消とみなす	本人(元被補助人)	追認とみなす
	補助人(保護者)	追認とみなす		

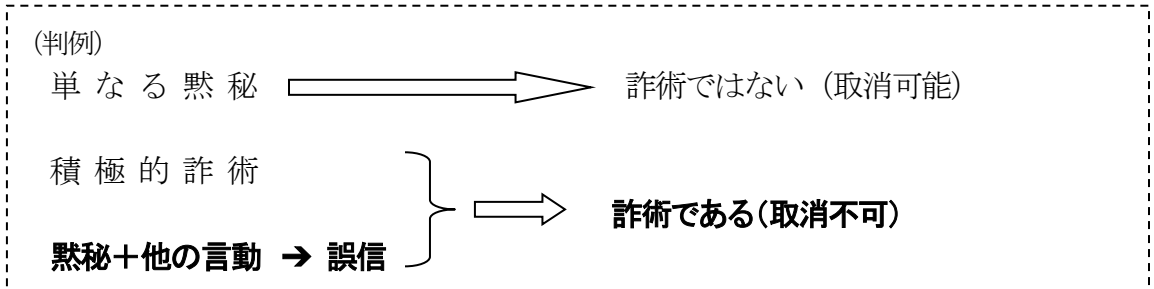
※行為能力者となった後は本人に催告し**確答なき場合は、全て追認とみなされる。**

※被保佐人と被補助人に対しては本人から追認を得るよう催告することができ、**確答なき場合は取消とみなされる。**

3. 詐術を用いた場合の取消権の消滅

制限行為能力者が、自分は**行為能力者だと相手に誤信**させた場合は**取消権の行使ができない**。

例) 「自分は18歳を超えています！」と騙して相手方が信じた場合、取消不可。



失踪宣告 P24~P27

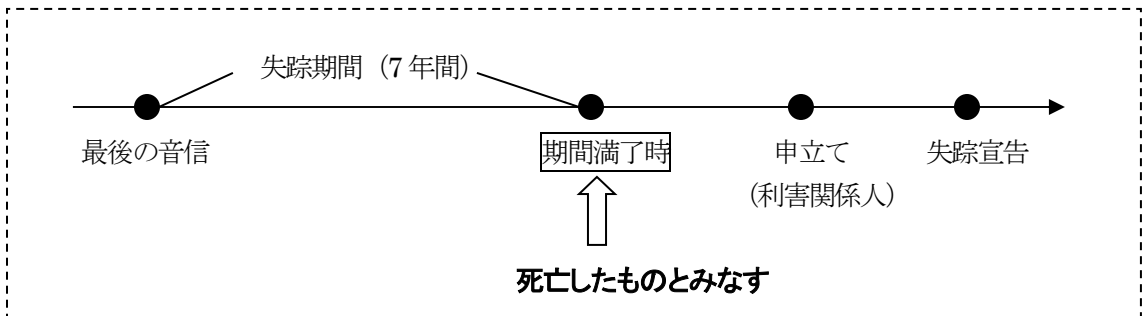
1. 意義

生死不明の状態にある人について、一定の要件の下に、利害関係人との間で、その人を**死亡したものとみなし**財産関係を整理する制度。

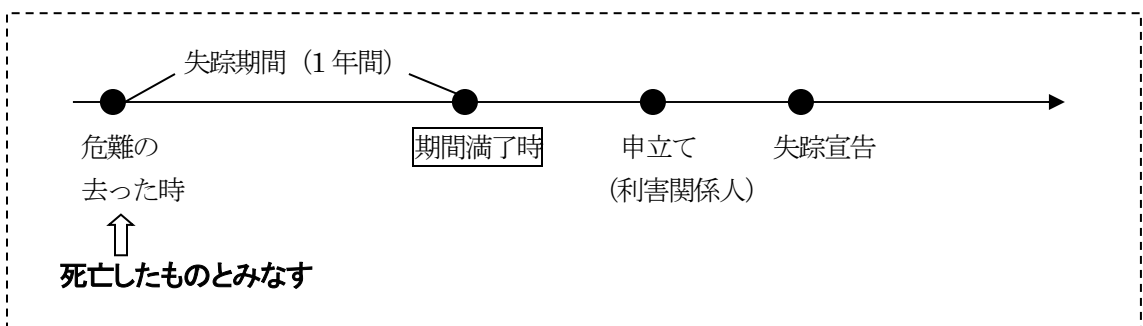
※失踪宣告は失踪者を死亡したものとみなす、**権利能力を奪う制度ではない**。

2. 種類

①普通失踪 (単純な行方不明などによる生死不明)



②特別失踪 (戦争、事故・天災等に遭遇した場合などによる生死不明)



3. 失踪宣告の取消し

(1) 取消の要件

①本人の生存判明

または

②異なる死亡時期が判明

} 本人、利害関係人は失踪宣告の**取消請求ができる**。

(2) 取消の効果

→本人ははじめから死亡していなかったことになる（権利・義務関係は元の状態に復帰）。

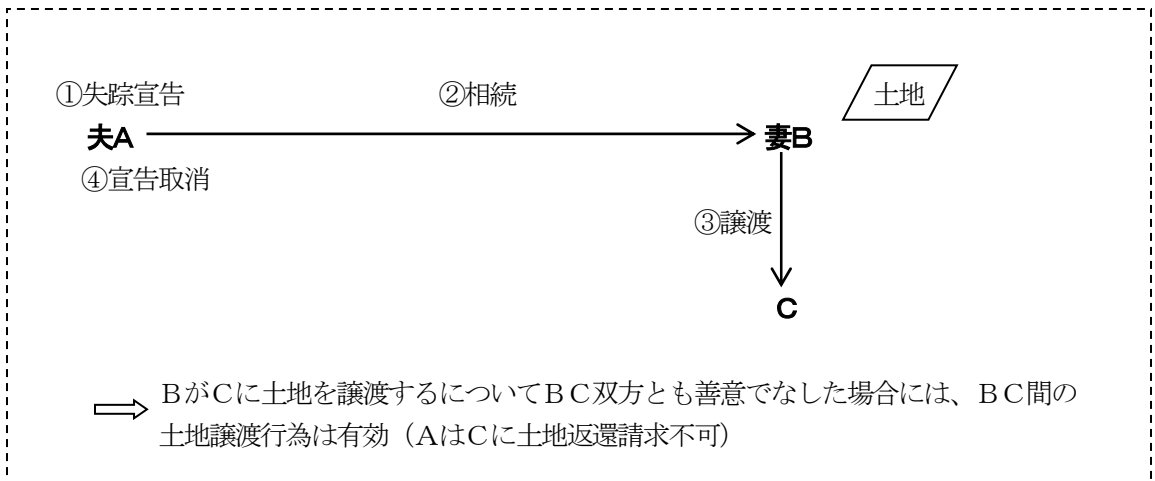
★ポイント1

失踪宣告の取消により財産を返還する場合、その返還する範囲は**現存利益**でよい。

★ポイント2

失踪宣告後宣告取消前に、**双方が善意**（知らない）でなした行為は、その効力は失われない。

例) 夫Aの失踪宣告後に妻Bが土地を取得しこれをCに譲渡したが、後にAが宣告を取り消した。



物 P36～P39

《動産と不動産》

〔不動産・・・①土地、②建物
 動産・・・不動産以外の物〕

《主物と従物》

1. 概念

〔従物・・・独立した物で、主物を助ける物
 主物・・・従物によって効用を助けられる物
 例) テレビ本体（主物）とリモコン（従物）、パソコン本体（主物）とアダプタ（従物）〕

2. 従物の運命

特約がない限り従物は主物の運命に従う 例) テレビ本体が売却されたらリモコンも売却される。

3. 判例における主物と従物

主物	従物
庭（土地）	庭園の石灯籠
住宅（家屋）	付設された納屋・物置小屋
ガソリンスタンドの事務所	地下タンク、洗車機

《元物と果実》

〔元物・・・果実を生じさせる物
 果実・・・元物から生じる物や経済的収益
 〔天然果実・・・物の用法に従い取れる産出物（ミカン、牛乳など）
 法定果実・・・物の使用の対価として受けるべき金銭等（賃料、利息）〕〕